

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案 概要

1. 改正の趣旨

- 企業型運用関連運営管理機関等（企業型確定拠出年金（以下「企業型 DC」という。）を実施する事業主又は事業主から運用関連業務を委託された確定拠出年金運営管理機関をいう。以下同じ。）が提示する運用方法のうち信託であって信託約款の規定により当該信託が終了し償還されるものについては、運用方法から除外される際に加入者等の同意を不要とするとともに、企業型 DC の事業主が提出する事業主報告書について、手続簡素化の観点等から見直しを行うため、確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号。以下「DC 則」という。）について所要の改正を行う。

2. 改正の内容

（1）運用方法の除外事由の追加

- 企業型運用関連運営管理機関等が提示する運用方法から除外を行うに当たって、運用方法の契約相手が破産手続を開始したなどの事由に該当したことにより除外を行う場合、加入者等の同意は不要とされているところ、運用方法のうち信託であって信託約款の規定により当該信託が終了し償還されたため運用方法から除外する場合についても、加入者等の同意を不要とすることとする。

（2）事業主報告書の簡素化等について

- 企業型 DC の事業主が提出する事業主報告書について、手続簡素化の観点から、記載事項を以下の事項に限定し、その提出に当たっては、企業型記録関連運営管理機関（企業型年金加入者等に係る記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関をいう。）を通じて行うこととする。

<事業主報告書の記載事項>

- 1 企業型年金規約に係る承認番号
- 2 厚生年金適用事業所の名称
- 3 事業年度
- 4 企業型年金加入者等の状況
- 5 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の状況
- 6 返還資産額の状況
- 7 個人別管理資産の状況
- 8 指定運用方法の状況

9 企業型年金加入者の資格を喪失した者の状況

○ 事業主報告書の記載事項の変更に伴って所要の経過措置を設ける。

(3) その他所要の改正を行う。

3. 根拠条文

確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第26条第1項、第50条、第114条
第3項及び第117条

4. 施行期日等

公布日：令和3年7月（予定）

施行期日：2.（1）：公布日

2.（1）以外：令和4年3月1日